

平成31年4月8日

保護者の皆さま

堺市立上神谷支援学校
校長 島村俊樹

平素は本校の教育にご理解、ご協力賜わり深く感謝申し上げます。

本校の地震対応マニュアルについて、配布させていただきます。内容につきまして、各御家庭でご確認くださいようお願いいたします。

地震対応マニュアル

1 はじめに

(1) 保護者のみなさまへ

登校前、本校では、スクールバス始発点出発前（コースによって異なりますが、午前7：30とする）に堺市に地震が発生した場合

震度5弱以上・・・休校とします

**震度4以下・・・交通渋滞によりバスが遅れることもありますが、
定時にバス停に出てください。**

スクールバスが始発点を出発した後に地震が起きた時のことを想定すると、児童生徒の安全確保を第一に考えますので、地震の状況で学校に向かうことが可能であれば学校に向かい、不可能であればコースを逆行して保護者の方へ児童生徒を引き渡すこととなります。災害時は相当な混乱が予想されますので、

- ① **学校には電話をかけないでください。**
- ② **連絡ができる状態であれば、必ず学校から連絡します。**
- ③ **時間が大幅に経過しても連絡がない場合には学校に迎えに来てください。**

以上のことをお守り下さい。

(2) このマニュアルの想定

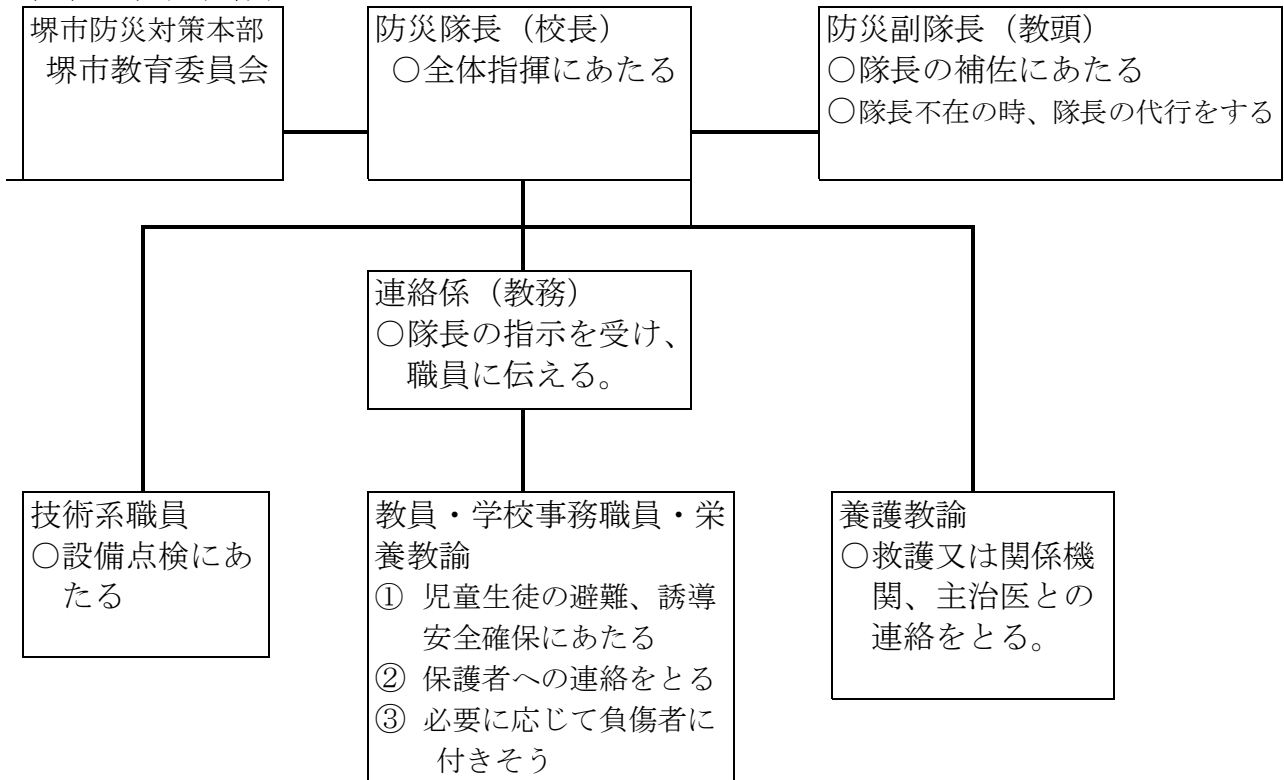
【震度】5弱以上 【時間】登下校中、在校中、在宅中

(3) このマニュアルに関する基本的な考え方

- ① このマニュアルは堺市教育委員会発行の「学校園における地震・津波対応マニュアル」（平成31年3月）をもとに本校として配慮すべき基本的事項をまとめた。
- ② このマニュアルは実行されてはじめて意味がある。条件整備、避難訓練等、日頃からこのマニュアルに基づいた取組が大切である。
- ③ 地震発生後の対応は「個別の対応」となる。瞬時に判断し、行動しなければならないので、指示に従っての行動は限られる。しかしまた、全体としては統一のとれた行動が必要である。

2 防災組織表と役割

(1) 防災組織表



※ 地震の状況（時間、災害の度合い等）により職員が揃っていない場合、出勤している職員で防災組織をつくり対応する。

(2) 防災隊長の役割

- ① 校内での情報伝達を指示
- ② 教育委員会への報告
(報告内容)
 - 教育施設、設備の損害状況
 - 児童生徒の罹災状況
 - 教職員の罹災状況
 - 応急処置を必要とする事項
- ③ 関係機関との連携の指示
 - 状況に応じ、校医・連携医療機関へ連絡をとる。
 - 児童生徒の実態に合わせて主治医と連絡をとる
 - 負傷者の程度に応じて医療機関に搬送する。

3 地震発生時の対応

(1) 学校管理下

① 登下校中

(a) スクールバス通学の場合（登校時）

震度5弱以上

教職員	運転手・添乗員	保護者
<p>1</p> <p>○8時前後ぐらいであれば可能なかぎりの職員で、バス路線を逆行してスクールバスまで向かう。 (この場合は自転車ないし自転車で向かうのが望ましい)</p> <p>2</p> <p>○報告を受けた職員は状況をメモし隊長に報告する。 ○隊長は新たに現状に応じた対策をねり、全職員を招集し、指示を出す。 ○担任は、可能なかぎり保護者からの状況を報告する。 ○場合によって必要ならば、職員は必要な物を持って児童生徒の保護に向かう。</p> <p>3</p> <p>○移動できる状態になれば、 ①バスに逆コースでもどるよう指示する。 ②自宅の消失等考慮されるような危険な状況の時は学校まで来るよう指示する。 ①か②を校長は判断する。</p>	<p>(バス乗車中)</p> <p>1</p> <p>○安全な場所に移動して待機する。 <近隣の小学校or中学校に避難> ○児童生徒の安全を確認する。 ○必要に応じて医療機関に連絡する。 ○学校・バス会社へ連絡 ・携帯で学校、バス会社へ連絡。バス会社へは無線で連絡できるが学校へは、携帯電話となる。 ・学校につながらない時は、校長教頭の携帯へつなげる。 ・携帯電話がつながらない時、近隣の小中学校へ避難し、緊急防災無線を利用して、市役所へ状況を報告する。時間はかかると予想されるが、市役所より学校に連絡がはいる。 ○学校に連絡できた時、状況報告、指示を仰ぐ。(今後の運行を含めた判断をする。) ・運行できないと判断した時、可能なかぎり近隣の小中学校へ避難し待機する。</p> <p>3</p> <p>①コース逆行して、乗車している児童生徒を保護者に引き渡す。 ②学校まで来て保護者の迎えを待つ。</p>	<p>(バス乗車前)</p> <p>○すぐに帰宅する。 ○バス停まで一人で行かせる場合は、迎えに行き一緒に帰宅する。</p> <p>2</p> <p>○帰宅したら、知りうる限りの情報を集めながら学校からの連絡を待つ。</p> <p>3</p> <p>○学校からの連絡を受けて、その指示に従う。 ○正午をすぎても連絡のない場合は学校へ子どもを迎えに行く。</p>

(b) スクールバス通学の場合（下校時）

教職員	運転手・添乗員	保護者
<p>2</p> <p>○報告を受けた職員は状況をメモし隊長に報告する。</p> <p>○隊長は全職員を招集し、何人かの職員を単車ないしは自転車でバスコースに沿ってバスまで向かうように指示する。</p> <p>○担任は、可能なかぎり保護者へ状況を報告する。</p> <p>○場合によって必要ならば、その他の職員も必要な物を持って児童生徒の保護に向かう。</p> <p>3</p> <p>○移動できる状態になれば、</p> <p>①自宅の消失等考慮されるような危険な状況の時は、バスに逆コースで学校までもどるように指示する。</p> <p>②バスにコース通り進むように指示する。</p> <p>①か②を校長は判断する。</p>	<p>1</p> <p>(登校時と同じ)</p> <p>3</p> <p>①学校まで来て保護者の迎えを待つ。</p> <p>②児童生徒をバス停で保護者に引き渡す。</p>	<p>1</p> <p>○バス停で待ってる人は、しばらく様子を見てから帰宅する。（バスの運行に支障がないと判断される場合は15分程度待つ）</p> <p>2</p> <p>○帰宅したら知りうる限りの情報を集めながら学校からの連絡を待つ。</p> <p>3</p> <p>○学校からの連絡を受けて、その指示に従う。</p> <p>○19時をすぎても連絡のない場合は学校へ子どもを迎えに行く。</p>

(c) 自己通学の場合

教職員	保護者
<p>1 ○担任は、保護者に連絡して安否を確認する。</p> <p>2 ○隊長の指示により、担任は、自己通学経路にそって児童生徒の保護に向かう。</p> <p>3 ○保護した児童生徒を保護者に引き渡す。</p> <p>4 ○引き渡しができなかった場合は、児童生徒とともに学校にもどり、保護者の迎えを待つ。</p>	<p>1 ○児童生徒が在宅（帰宅）している場合は、学校からの安否確認の連絡を待つ。 ○児童生徒が登校（下校）途中にある場合は自己通学経路にそって児童生徒の保護に向かう。</p> <p>※緊急時の避難所を何箇所か本人と相談して決めておく。その避難場所を担当にも伝えておく。</p>

② 在校中

	教職員	保護者
<p>校内での学習中</p>	<p>1 ○地震発生と同時に、児童生徒を教職員の周りに集め、身の安全を確保する。同時に、教室のドアを開け、出口の確保をしておく。 ○火災の防止活動を開始する。</p> <p>2 ○余震のおさまるのを待ってから避難経路の安全を確かめ、予め決められている避難場所へ避難させる。</p> <p>3 ○児童生徒の安全確認をする。必要があれば、より安全な場所に避難させる。</p> <p>4 ○隊長は現状に応じた対策をねり全職員に指示を出す。</p> <p>5 ○担任は、保護者に状況を報告し、指示する。</p> <p>6 ○下校時まで児童生徒を保護し、職員が添乗し、定時にバスで児童生徒を送る。ただし、バスの運行が不可能な場合は、学校で児童生徒の保護管理をし、保護者の迎えを待つ。</p>	<p>6 ○学校からの連絡を受けて、その指示に従う。連絡がない場合（電話等が不通となっている場合）保護者は、学校へ子どもを迎えに行く。</p>

校外での学習中	<p>【校外歩行の時】 余震がおさまるのを待って、安全を確保しながら帰宅する。 以後は「校内での学習中」のマニュアルに準じる。</p> <p>【校外学習の時】 スクールバスが運行できる場合は、可能ならば学校と連絡をとり、待機しているバスに乗って帰宅する。 スクールバスが運行できない場合は、近くの安全な場所（小中学校等）で待機し、学校と連絡をとる。</p>	○「校内での学習中」マニュアルに準ずる。
---------	--	----------------------

(2) 家庭保護下（在宅中）

教職員	保護者
<p>1 隊長は、必要に応じて職員を招集する。</p> <p>2 招集された職員は、隊長の指示のもと、児童生徒の安全確認に努め、他の職員の動静を掌握する。</p>	<p>○避難が必要な場合は、避難場所を明記してから避難する。</p> <p>※本校は福祉避難所に指定されているので、本校への避難も可能である。</p>

4 平常時の対応

(1) 教職員の共通理解

- 災害に際しては、本マニュアルにそって、防災隊長（校長）の指示に従うと共に、指示が届かない状況にあつては臨機応変に対応する。
- 災害発生時に一番大切なことは

学校管理下	→ 児童生徒の安全確保、確認、二次災害から守り、保護者に確実に引き渡す
家庭管理下	→ 児童生徒の安否の確認に努める

(2) 避難訓練の実施

年2回 5月…火災 12月…地震・火災

(3) 施設設備の安全点検と必要備品の備蓄